

みえ公共施設等総合管理基本方針（仮称）

《資料編》

中間案

平成 26 年 12 月

三重県

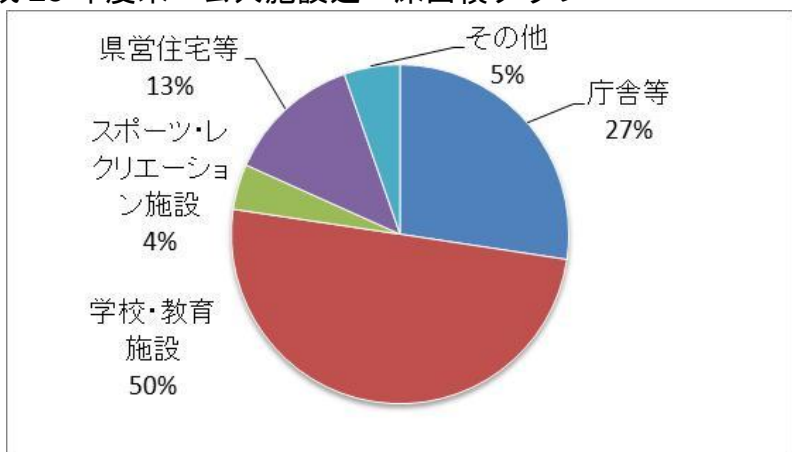
公共施設

第1表 平成 25 年度末 公共施設（注1）延べ床面積（注2） …… 本冊 2 ページ

分類	延べ床面積 (単位： m ²)	面積 割合	施設数	棟数	摘要
庁舎等	554,860	27%	412	1,290	庁舎・保健福祉施設・医療施設・文化施設・社会教育施設・警察施設など
学校・教育施設	1,012,088	50%	79	2,263	高等学校・特別支援学校・総合教育センターなど
スポーツ・レクリエーション施設	88,092	4%	35	132	スポーツ施設・レクリエーション施設など
県営住宅等	262,113	13%	61	510	県営住宅・特定公共賃貸住宅
その他	108,223	5%	199	530	公舎・旧庁舎・旧学校など
合計（注3）	2,025,375	100%	786	4,725	

公共施設

第1図 平成 25 年度末 公共施設延べ床面積グラフ…………… 本冊 2 ページ



(注1) 公共施設とは、この基本方針では庁舎や学校などの建物施設のことを指し、公営事業施設を除きます。
 (注2) 第 1 表及び第 1 図は、平成 25 年度決算の「財産に関する調書」から公共施設を対象に作成しています。
 (注3) 延べ床面積の合計は、小数点以下四捨五入の関係で、内訳の合計と一致しないことがあります。以下の図表においても同様です。

第2表 公共施設における指定管理者制度の導入施設（注4） …… 本冊 2 ページ
（平成 26 年 4 月 1 日現在）

施設名称	延べ床面積（注5） （単位：m ² ）
三重県身体障害者総合福祉センター	8,172
三重県視覚障害者支援センター	706
三重県聴覚障害者支援センター	228
みえこどもの城	4,693
三重県母子福祉センター	176
三重県総合文化センター	46,305
三重県環境学習情報センター	9,734
みえ県民交流センター	2,329
三重県交通安全研修センター	1,339
三重県立ゆめドームうへの	8,080
三重県営松阪野球場	1,151
三重県営ライフル射撃場	100
三重県営総合競技場 （愛称（注6）：三重交通G スポーツの杜 伊勢）	10,969
三重県営鈴鹿スポーツガーデン （愛称：三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）	34,215
三重県立熊野古道センター	2,429
三重県民の森	848
三重県上野森林公園	542
三重県営サンアリーナ	24,486 （付帯施設含む）
三重県営住宅	260,035

（注4）インフラその他施設における指定管理者制度の導入状況は、第4表に記載していません。

（注5）この表での延べ床面積は、指定管理に係る建物面積を記載しており、建物以外（公園、広場、グラウンド等）の面積は含んでいません。

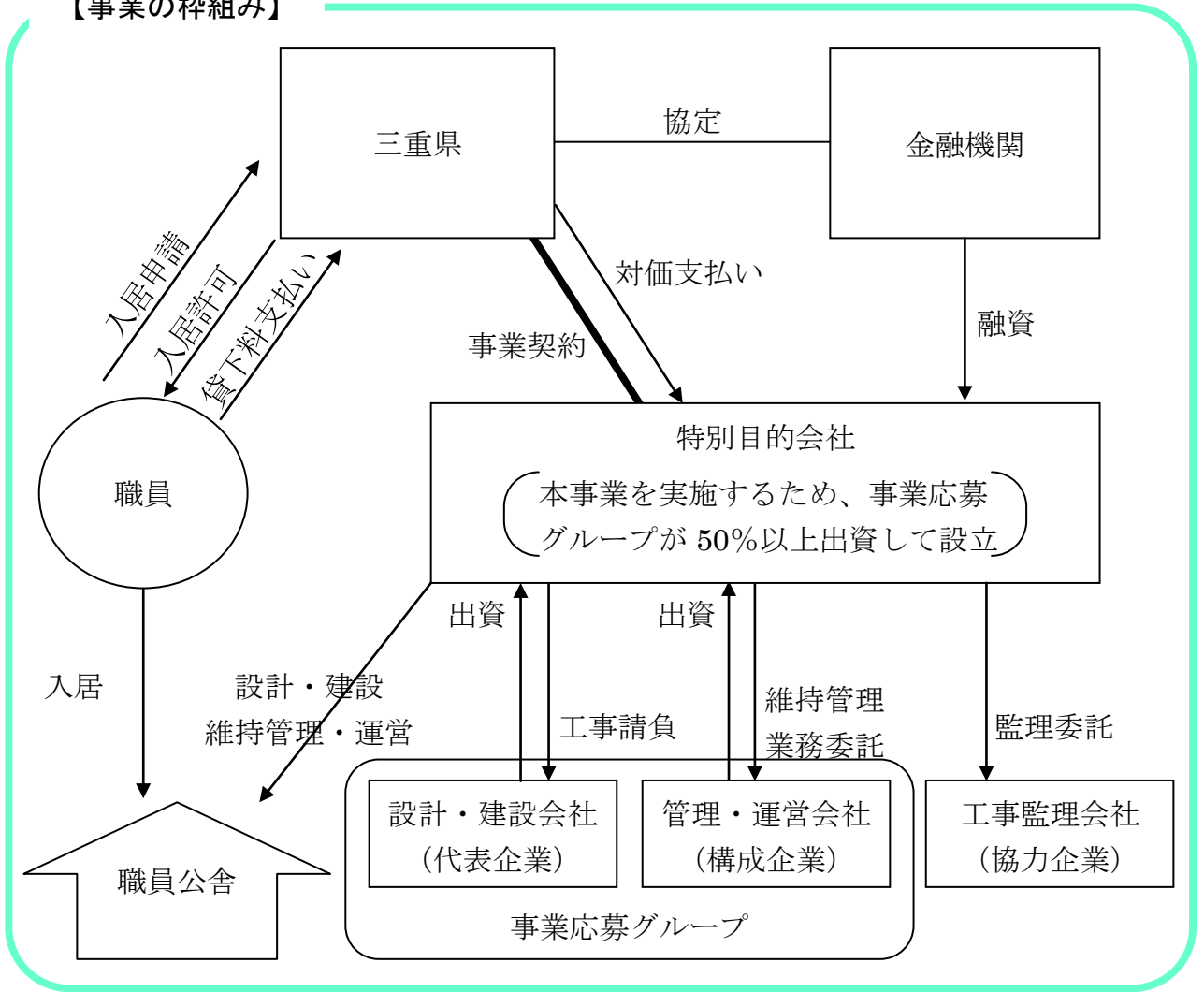
（注6）三重県では、県有施設の有効活用を図り、県民サービスの維持・向上及び県内におけるスポーツの振興と発展につなげていくため、県営スポーツ施設のネーミングライツ事業を行っています。これにより、平成26年8月、三重交通グループホールディングス株式会社（所在地：津市中央1番1号）がネーミングライツ・パートナーとして決定し、県営鈴鹿スポーツガーデンについては「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿」（みえこうつうぐるーぷ すぽーつのもり ずすか）、県営総合競技場については「三重交通G スポーツの杜 伊勢」（みえこうつうぐるーぷ すぽーつのもり いせ）として愛称が決まりました（ネーミングライツ契約期間：平成26年10月1日から10年間）。ネーミングライツとは、命名権と訳され、ネーミングライツ事業は、施設の命名権を企業等が購入し、県の多様な財源確保などに寄与するものです。

三重県特定公共賃貸住宅	2,078
三重県立鈴鹿青少年センター	6,477
三重県立熊野少年自然の家	2,544
合計	427,636

公共施設

第2図 PFI的手法の導入事例（東紀州職員公舎）……………本冊 3 ページ

【事業の枠組み】



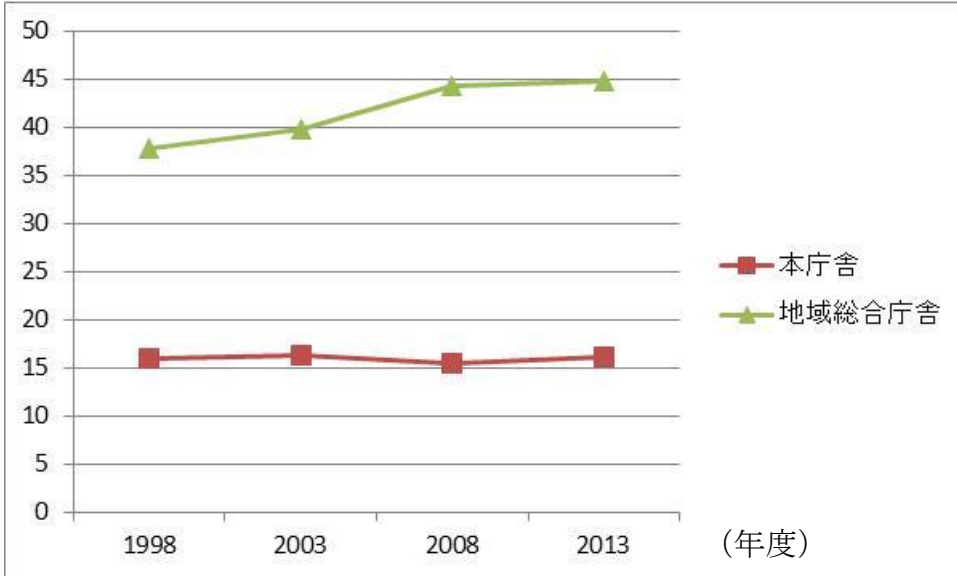
(グリーンハイツおわせ)

(オレンジハイツくまの)

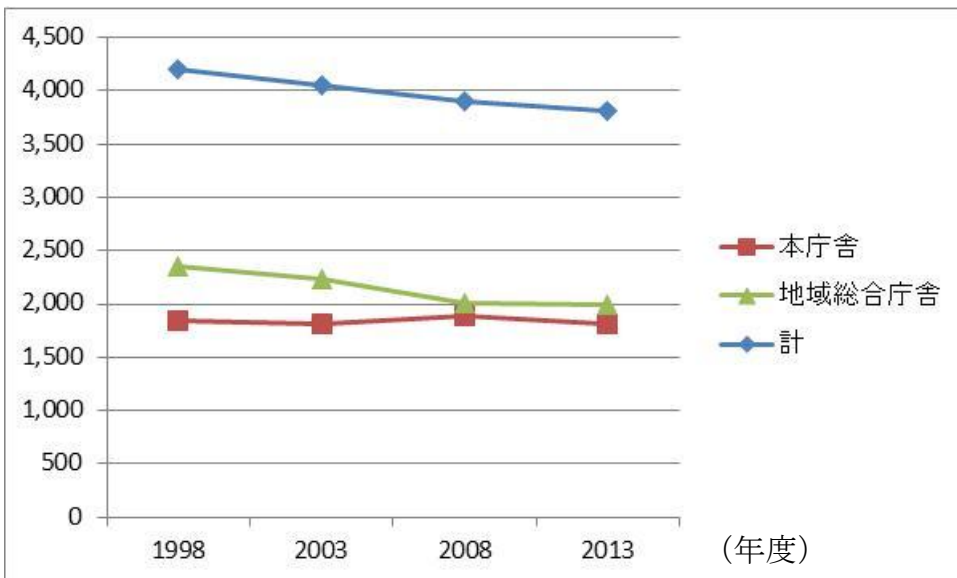


公共施設

第3図 本庁舎・地域総合庁舎における
職員 1 人当たり床面積の推移（注7）…………… 本冊 3 ページ
（単位：m²/人）



第4図 本庁舎・地域総合庁舎の職員数の推移…………… 本冊 3 ページ
（単位：人）



（注7）職員数は、各年度の職員録から、本庁舎・地域総合庁舎（桑名・四日市・鈴鹿・津・松阪・伊勢・志摩・伊賀・尾鷲・熊野の各地域総合庁舎）に勤務する職員数を抽出したものです。特別職、議会事務局職員、各種委員会職員（教育委員会を含む）、業務補助職員、設備保守管理委託等業者職員、使用許可に係る職員等を除いています。いずれの年度の 1 人当たり床面積についても、床面積は、平成 25 年度末における庁舎の本館及び付帯施設の床面積（事務スペースに限りません）を一律に適用しています。議事堂の床面積は、含んでいません。

公共施設

第3表 資産カルテ（注8）に見る公共施設の利用状況…………… 本冊 3 ページ

施設名	利用状況	
三重県総合文化センター	来館者数 : 1,069,943 人 (注9) 延べ床面積 : 46,305m ² 建築年度 : 平成 6 年度	<p>来館者数グラフ (人)</p>
三重県立美術館	来館者数 : 127,144 人 延べ床面積 : 10,666m ² 建築年度 : 昭和 56 年度	<p>来館者数グラフ (人)</p>
三重県営サンアリーナ	利用者数 : 316,680 人 延べ床面積 : 24,312m ² 建築年度 : 平成 6 年度	<p>利用者数グラフ (人)</p>
三重県営鈴鹿スポーツガーデン	利用者数 : 486,452 人 延べ床面積 : 34,215m ² 建築年度 : 平成 4 年度	<p>利用者数グラフ (人)</p>
三重県営総合競技場	利用者数 : 368,709 人 延べ床面積 : 10,969m ² 建築年度 : 昭和 38 年度	<p>利用者数グラフ (人)</p>

(注8) ここでは、『平成 26 年度 第 2 回 三重の財政』（三重県）の「資産カルテ（平成 25 年度決算）」を指しています。三重県総合博物館については、平成 26 年 4 月開館のため、この表では示していません。

(注9) 来館者数・利用者数は、平成 25 年度（2013 年度）の数値を記載しています。

インフラその他施設

第4表 平成 25 年度末 インフラその他施設（注10）

の保有状況 本冊 4 ページ

種別	概要				
道路 (注11)	路線数	実延長 (km)	橋梁数	トンネル数	
	県道	310	2,667	3,014	41
	国道 (県管理)	20	794	976	78
	計	330	3,461	3,990	119
河川・ダム	県管理河川 81 水系 河川数 548 河川延長 2,338km 県管理ダム 3 施設 水門 22 施設、樋門・樋管 168 施設、陸閘 82 施設、排水機場 8 施設				
砂防	砂防設備 1,914 施設 地すべり防止施設 17 施設 急傾崩壊防止施設 685 施設				
治山	治山施設 8,770 箇所				
海岸	海岸保全施設延長 335km 水門・樋門・樋管 772 施設、陸閘 1,433 施設				
下水道	三重県流域下水道施設 (指定管理) (注12) 管路施設 延長 224km 処理施設 5 処理場 ポンプ場 8 施設				
港湾	19 港湾 係留施設 延長 26km、外郭施設 延長 215km、橋梁数 14 橋				
公園	北勢中央公園 面積 36.79ha (指定管理) 鈴鹿青少年の森 面積 51.30ha (指定管理) 亀山サンシャインパーク 面積 14.20ha (指定管理) 県庁前公園 面積 0.63ha 大仏山公園 面積 37.26ha (指定管理) 熊野灘臨海公園 面積 60.09ha (指定管理)				

(注10) インフラその他施設とは、この基本方針では道路・橋梁等の社会基盤と公営事業施設を指します。なお、三重県が実施している公営事業としては、知事部局が行っている公営事業（地方卸売市場事業、港湾整備事業、流域下水道事業）と企業庁・病院事業庁を設置して行っている公営事業（水道用水供給事業、工業用水道事業、電気事業、病院事業）があります。

(注11) 道路については、平成 25 年 4 月 1 日現在の数値です。

(注12) この表で「(指定管理)」とあるのは、指定管理者制度の導入施設であることを示します（平成 26 年 4 月 1 日現在）。公共施設における指定管理者制度の導入状況については、第 2 表に記載しています。

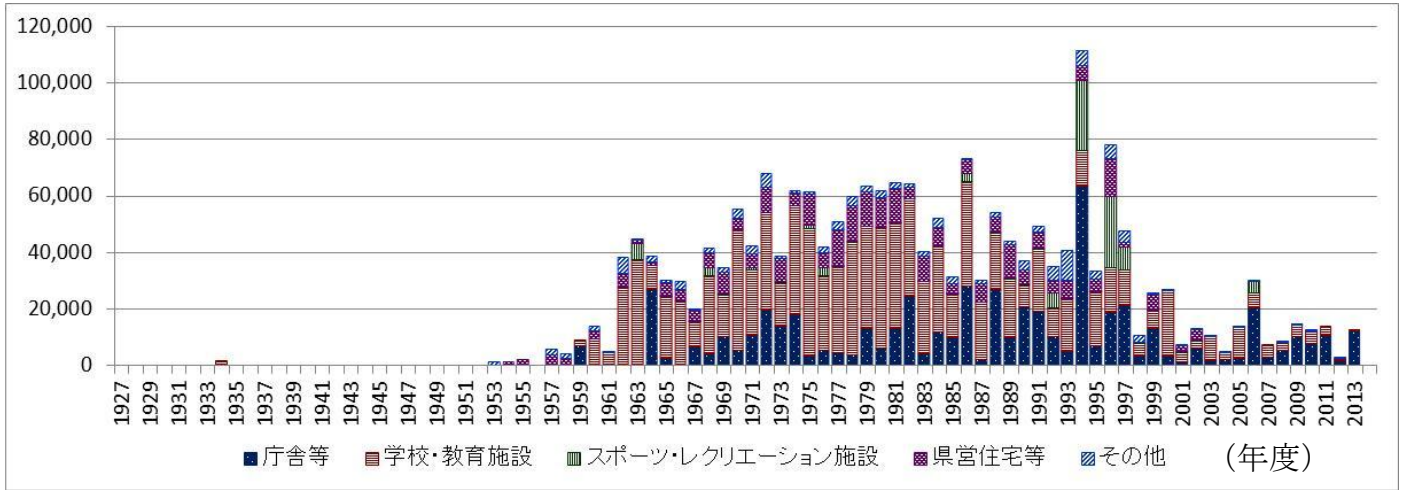
漁港	県営漁港 12 漁港 係留施設 延長 14km、外郭施設 延長 29km、橋梁数 2 橋
地方卸売市場	三重県地方卸売市場 1 施設（指定管理） 卸売場棟 1 棟（22,675m ² ）他 30 棟 建築面積合計 38,692.27m ²
企業会計資産	（事業用有形固定資産） 企業庁資産 水道用水供給事業施設 浄水場 5 箇所 給水能力 427,666m ³ /日 管路延長 423.2km 工業用水道事業施設 浄水場 4 箇所 給水能力 911,500m ³ /日 管路延長 350.2km 電気事業施設 水力発電施設 5 箇所（注13） 最大出力 35,200kW ごみ固形燃料発電施設 1 箇所 最大出力 12,050kW 病院事業庁資産 こころの医療センター 敷地面積 55,076m ² 建物面積 20,708m ² 許可病床数 400 床 一志病院 敷地面積 14,959m ² 建物面積 6,295m ² 許可病床数 86 床 志摩病院（指定管理） 敷地面積 22,517m ² 建物面積 26,325m ² 許可病床数 350 床

（注13）水力発電施設の箇所数は、平成 26 年 4 月 1 日現在の数値です。

公共施設

第5図 建築（竣工）年度別 延べ床面積の状況（注14） …… 本冊 5 ページ関連

(単位：m²)



公共施設

第5表 平成6年度（1994年度）・平成8年度（1996年度）に
建築した主な公共施設…………… 本冊 5 ページ関連
(延べ床面積 10,000m²以上) (単位：m²)

建築年度	公共施設名	分類名	延べ床面積	備考
平成6年度 (1994年度)	総合文化センター	庁舎等	約 46,000	
	県営サンアリーナ	スポーツ・レクリエーション施設	約 24,000	
	運転免許センター	庁舎等	約 14,000	
平成8年度 (1996年度)	県営鈴鹿スポーツガーデン(屋内プール・庭球場)	スポーツ・レクリエーション施設	約 25,000	サッカー・ラグビー場メイングラウンドは平成4年度(1992年度)、体育館は平成18年度(2006年度)建築です。

(注14) 第5図は、平成25年度決算の「財産に関する調書」から公共施設を対象に作成しています。

公共施設

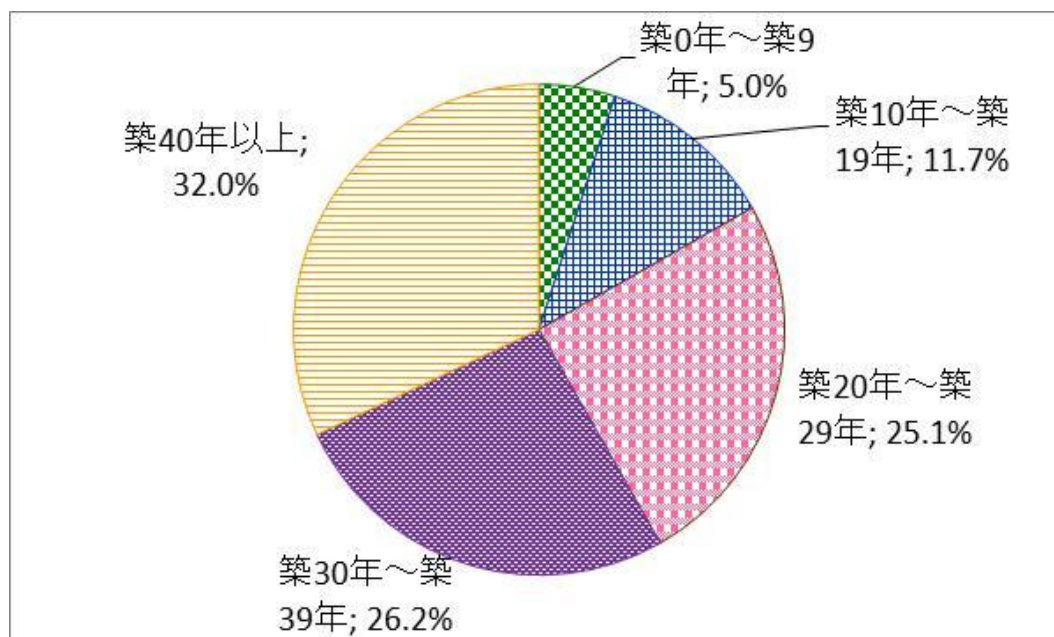
第6表 公共施設の経年数の状況
 (延べ床面積による割合) (注15) 本冊 5 ページ

(単位 : m²)

経年数	延べ床面積	割合	備考
10年未満	100,895	5%	平成 18 年度 (2006 年度) 以降 建築
10～20年未満	236,908	12%	平成 17 年度 (2005 年度) ～ 平成 8 年度 (1996 年度) 建築
20～30年未満	506,107	25%	平成 7 年度 (1995 年度) ～ 昭和 61 年度 (1986 年度) 建築
30～40年未満	528,726	26%	昭和 60 年度 (1985 年度) ～ 昭和 51 年度 (1976 年度) 建築
40年以上	647,058	32%	昭和 50 年度 (1975 年度) 以前 建築
合計	2,019,695	100%	左記のほか築年次不詳 5,680m ²

公共施設

第6図 公共施設の経年数の状況 (延べ床面積による割合) 本冊 5 ページ

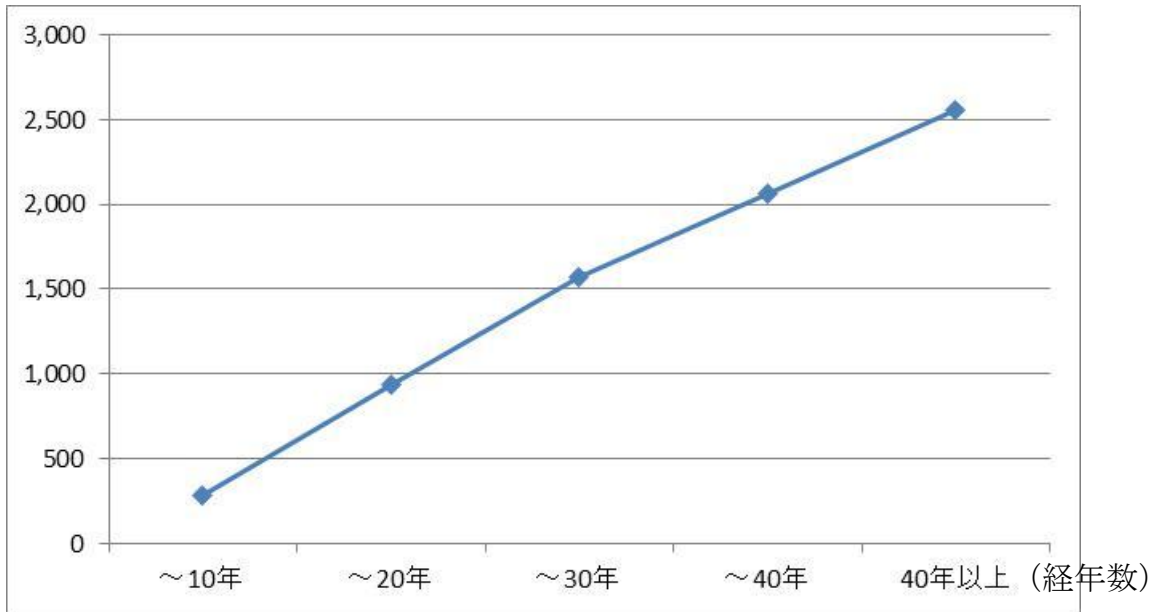


(注15) 第 6 表及び第 6 図は、平成 25 年度決算の「財産に関する調書」から公共施設を対象に作成しています。

第7図 経年による年平均補修費

(国土交通省資料を元に作成) (注16) 本冊 5 ページ関連

建物面積 1m² 当たりの年間補修費用 (単位: 円/m²)



【上図の元の表】

国土交通省大臣官房官庁営繕部「国家機関の建築物等の保全の現況 (平成 26 年 3 月)」15 ページ

■表 2-2-10 合同庁舎・一般事務庁舎の補修費用の平均

経年数	1m ² 当たりの 年間補修費用 (円/m ²)	施設数
10 年未満	279	338
10~20 年未満	934	730
20~30 年未満	1,568	763
30~40 年未満	2,060	1,064
40 年以上	2,555	1,335

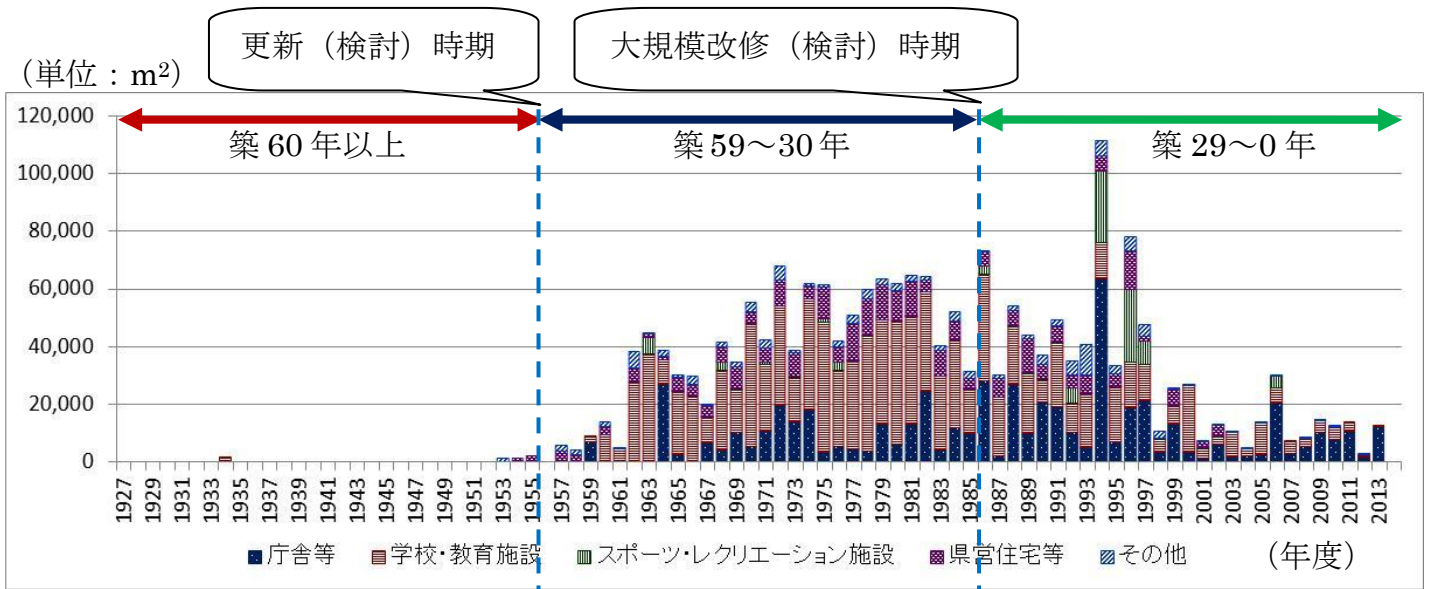
(注 1) 敷地内建物の合計延べ面積 (附属屋等を含む) 1m² 当たりの費用の平均。

(注 2) 対象となった施設には、当該年度に補修費用が発生していない施設を含む。

(注16) この図は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が公表した、国家機関の合同庁舎・一般事務所の補修費用のデータを元に作成したものです。したがって、県の施設における補修費用の実績値ではありません。

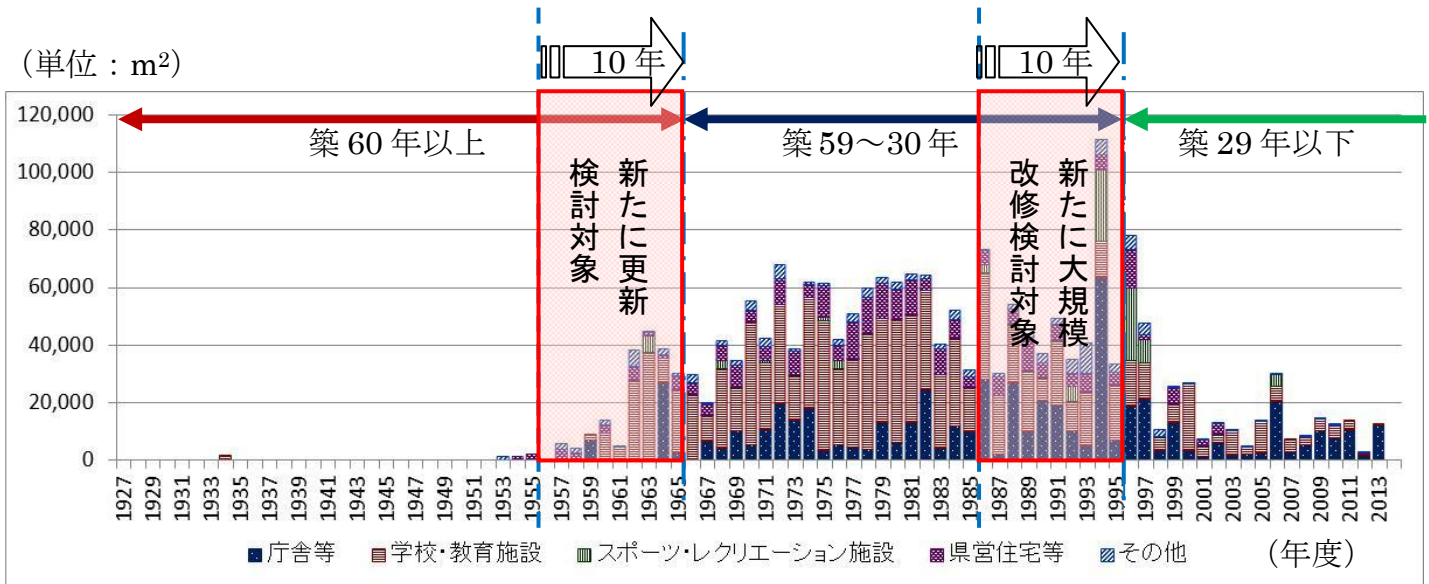
公共施設

第8図 大規模改修（検討）時期及び更新（検討）時期
 の状況（注17）……………本冊5ページ
 平成27年度（2015年度）時点：築60年＝昭和30年度（1955年度）建築
 築30年＝昭和60年度（1985年度）建築



公共施設

第9図 今後10年間の大規模改修（検討）対象及び更新（検討）対象
 の状況……………本冊5ページ
 平成37年度（2025年度）時点：築60年＝昭和40年度（1965年度）建築
 築30年＝平成7年度（1995年度）建築



（注17）仮に、築30年を大規模改修（検討）時期、築60年を更新（検討）時期とした場合の図です。

公共施設

第7表 今後 10 年間で新たに更新（検討）時期を迎える

公共施設（注18） 本冊 5 ページ

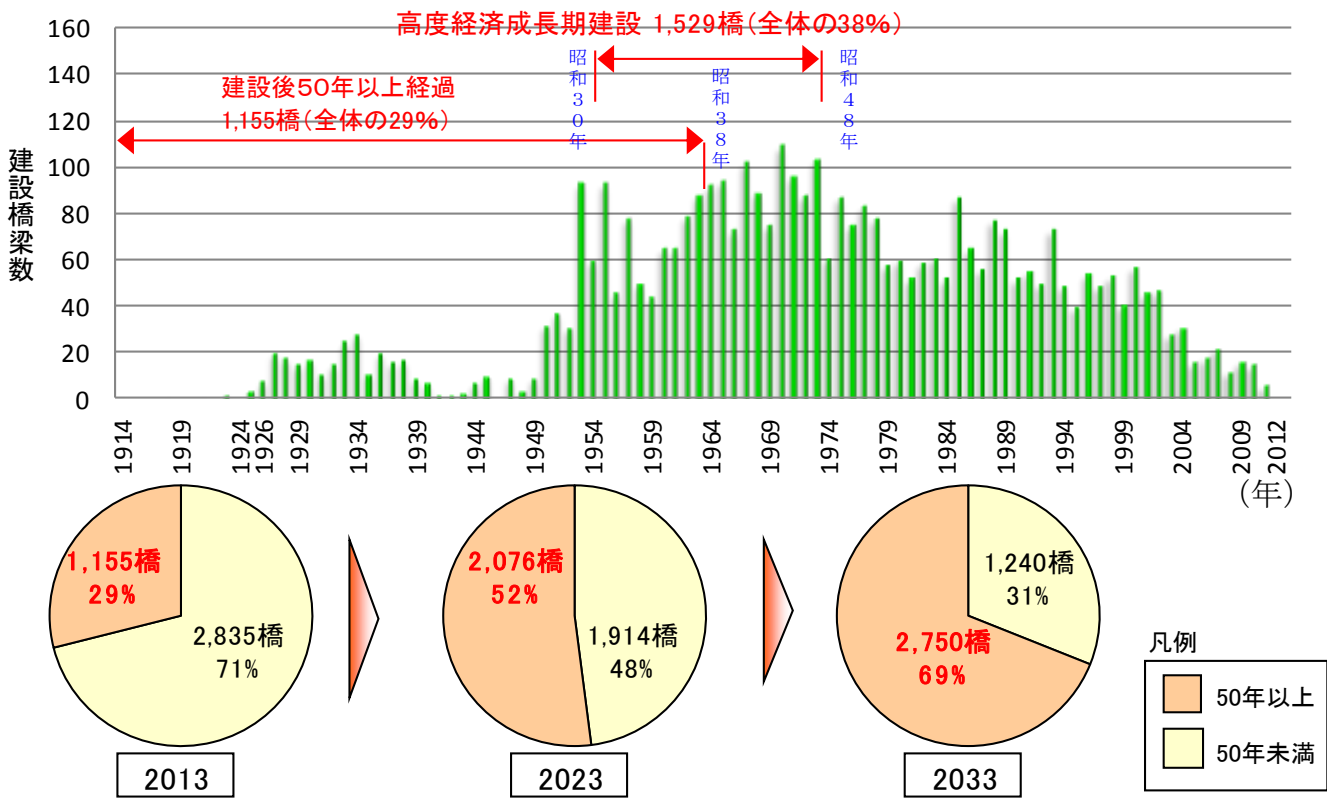
（更新（検討）時期を迎える棟が 1 つ以上ある施設）

分類	施設数	延べ床面積 計 （対象の棟の延べ床面積） （単位：m ² ）	主な施設 （床面積の大きいもの）
庁舎等	27	約 36,000	本庁舎（行政棟・厚生棟 ほか）
学校・教育施設	40	約 111,000	
スポーツ・レク リエーション 施設	2	約 6,000	県営総合競技場（体育 館）
県営住宅等	11	約 20,000	
その他	9	約 15,000	
合計	89	約 188,000	

（注18）これは、築 30 年を大規模改修（検討）時期、築 60 年を更新（検討）時期と仮定した場合に、対象となる施設を機械的に抽出したものです。長寿命化の措置がなされている場合には、一律に更新の検討を必要とするものではありません。

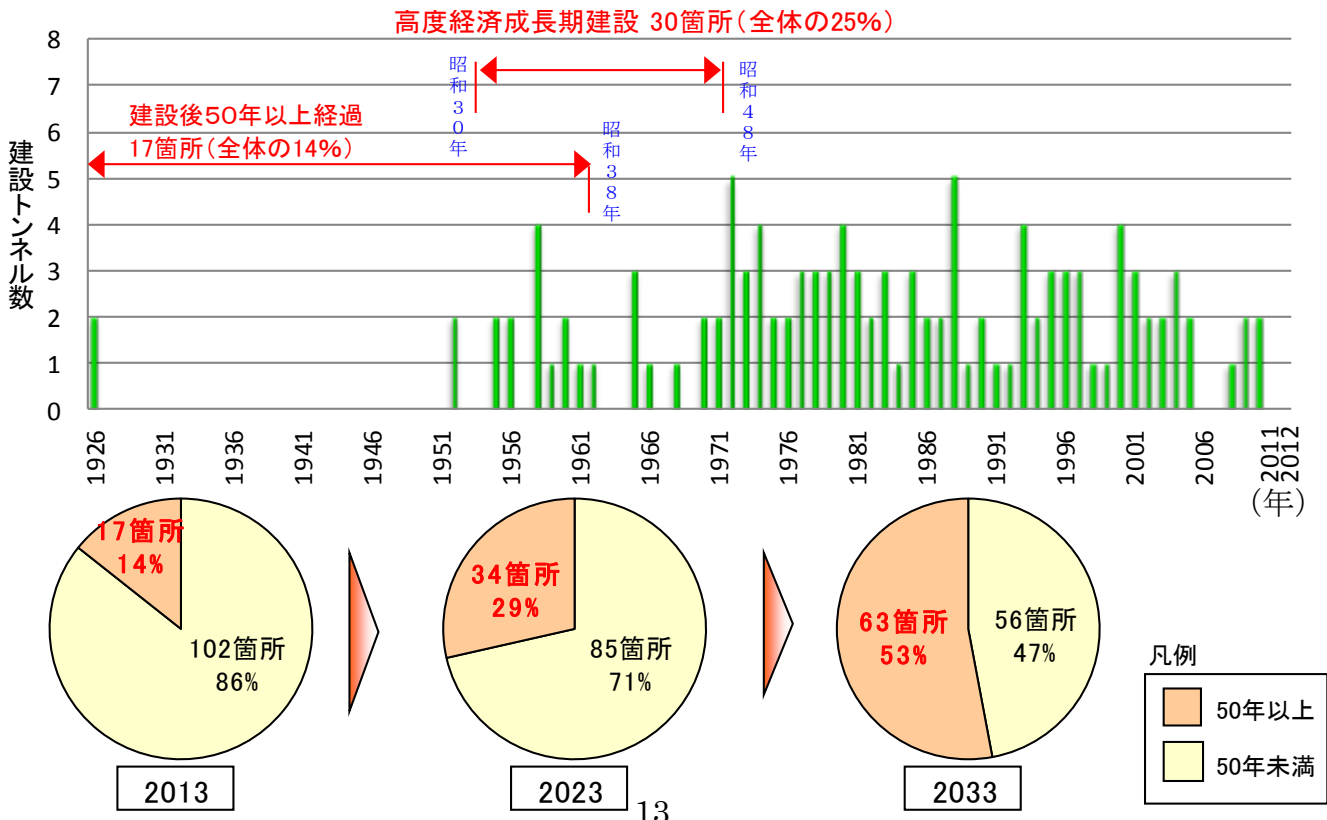
インフラその他施設

第10図 橋梁の老朽化状況 本冊 5 ページ



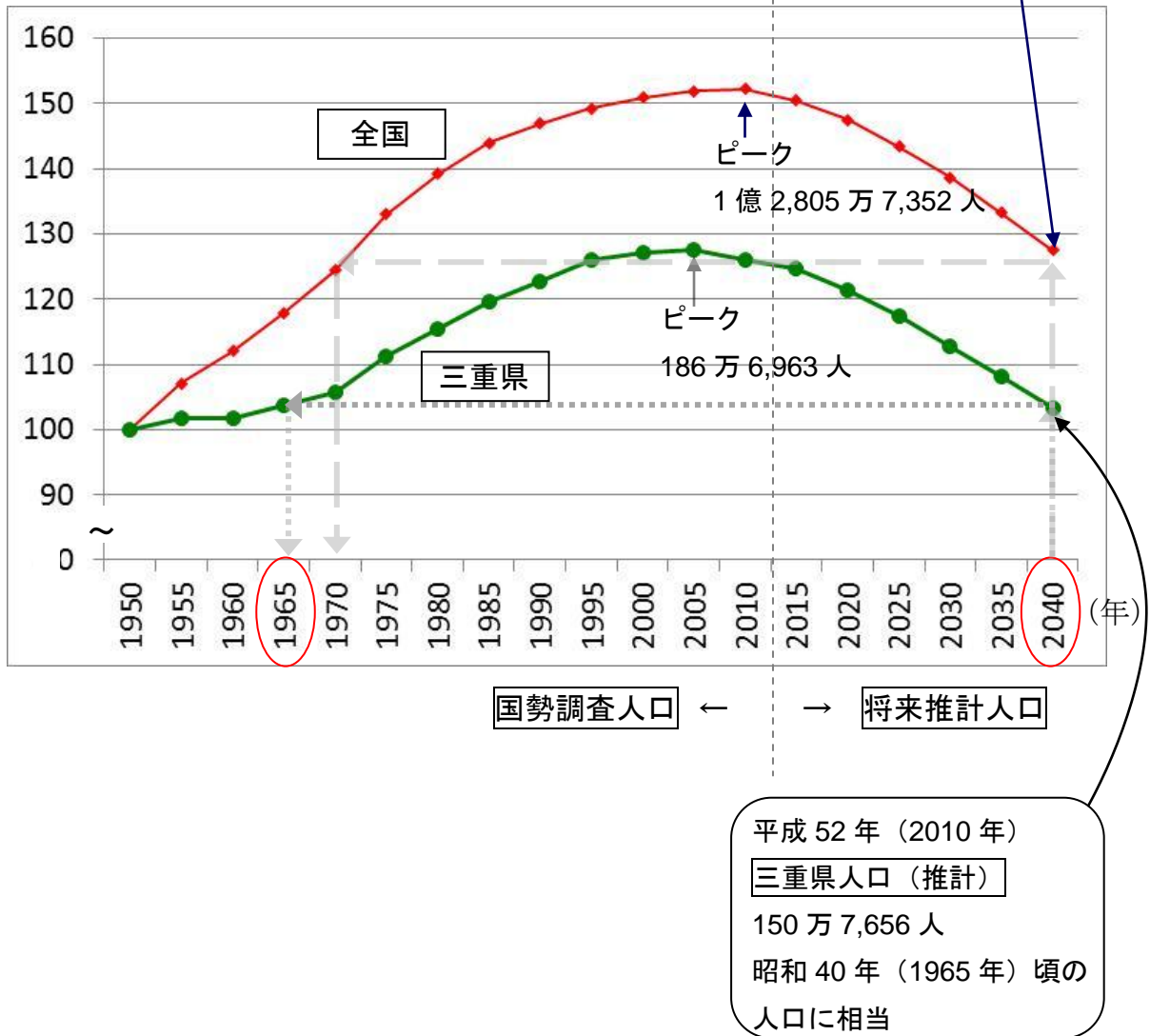
インフラその他施設

第11図 トンネルの老朽化状況 本冊 5 ページ



第12図 全国及び三重県の人口推移及び将来推計（注19） …… 本冊 7 ページ

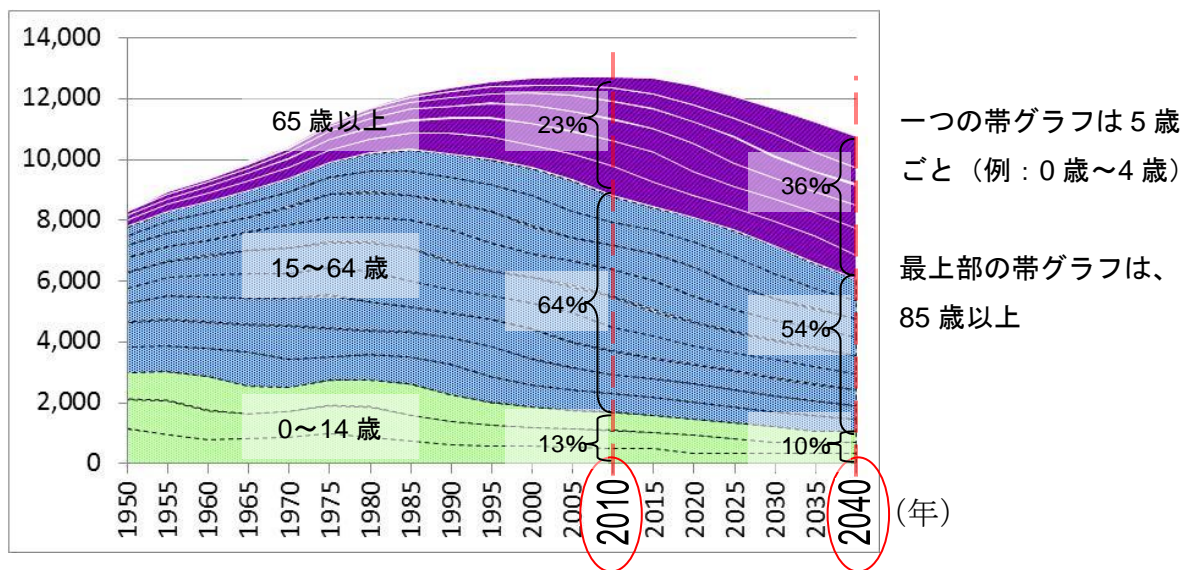
指数（1950年=100）



（注19）平成 22 年（2010 年）以前の人口（全国・三重県・県内市町）は、総務省統計局の国勢調査によります。平成 27 年（2015 年）以降の人口（全国・三重県・県内市町）は、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）』の出生（中位）死亡（中位）推計及び『日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）』によります。これにより、第 12 図から第 16 図までを作成しています。

第13図 全国の人口推移及び将来推計（5歳階級別）……………本冊7ページ

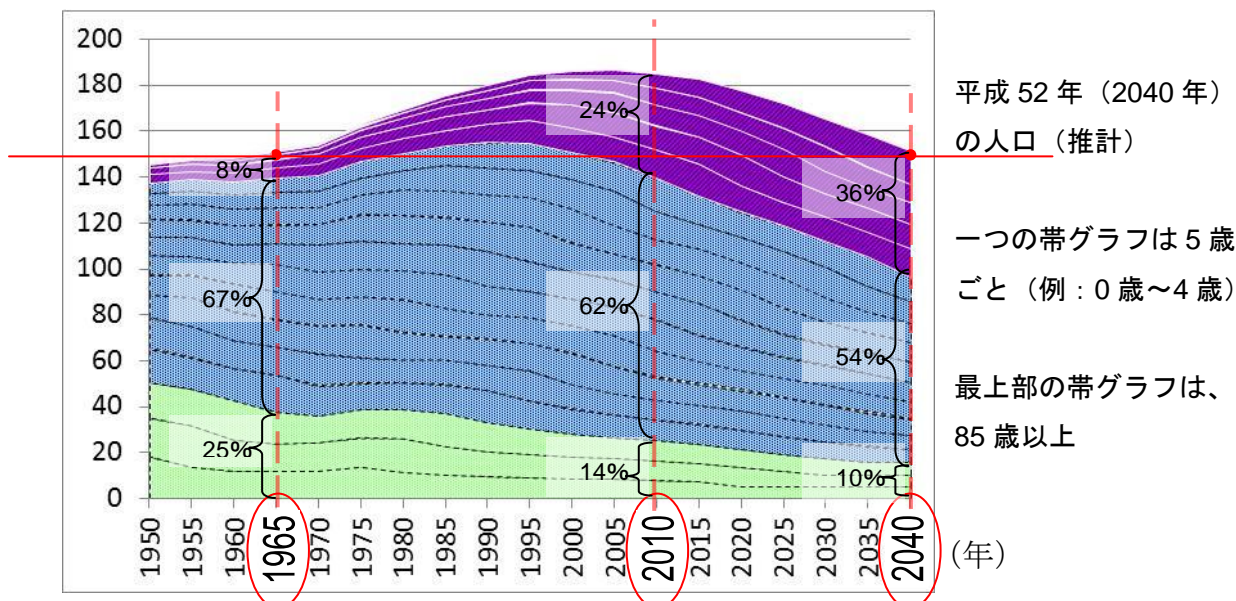
(単位：万人)



(注) 割合 (%) は、その年の全国人口を 100%としたときの割合（人口構成比）です。

第14図 三重県の人口推移及び将来推計（5歳階級別）……………本冊7ページほか

(単位：万人)

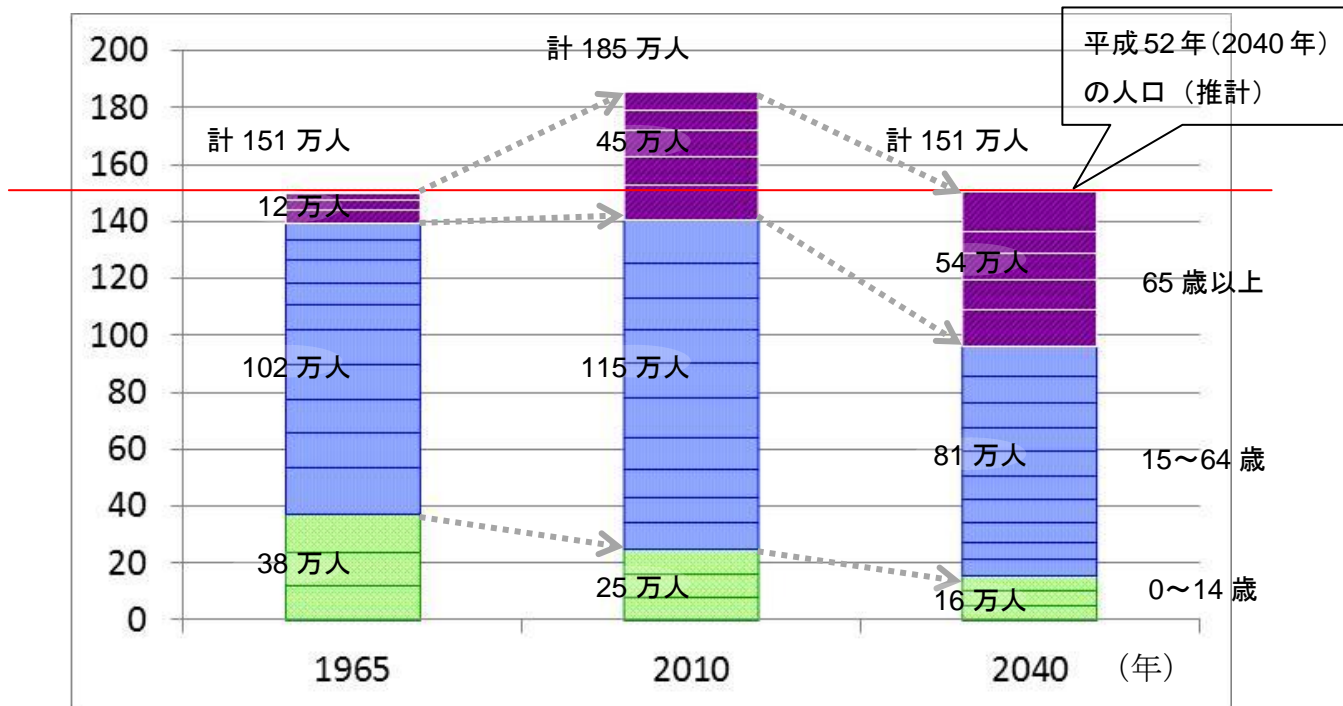


(注) 割合 (%) は、その年の三重県人口を 100%としたときの割合（人口構成比）です。

第15図 三重県の過去・現在・将来人口（推計）の比較

（5歳階級別）……………本冊7ページほか

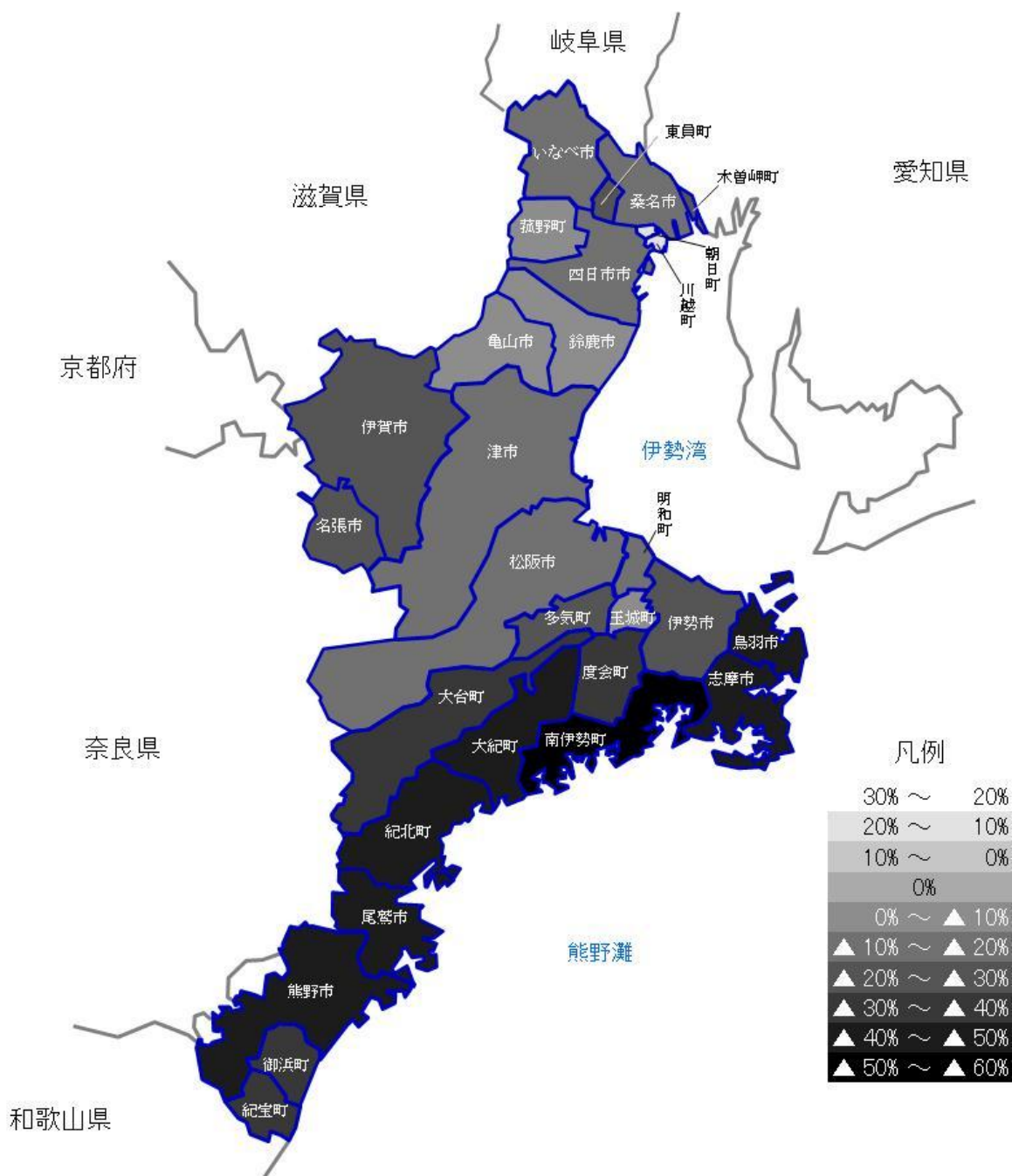
（単位：万人）



棒グラフの1段は、5歳ごと
最上部の段は85歳以上

これは、あくまで推計であり、今後の社会経済情勢などによって大きく変化するものと考えられます。

人口増減率＝平成 52 年（2040 年）の人口（推計）と平成 22 年（2010 年）の人口を比較した増減率



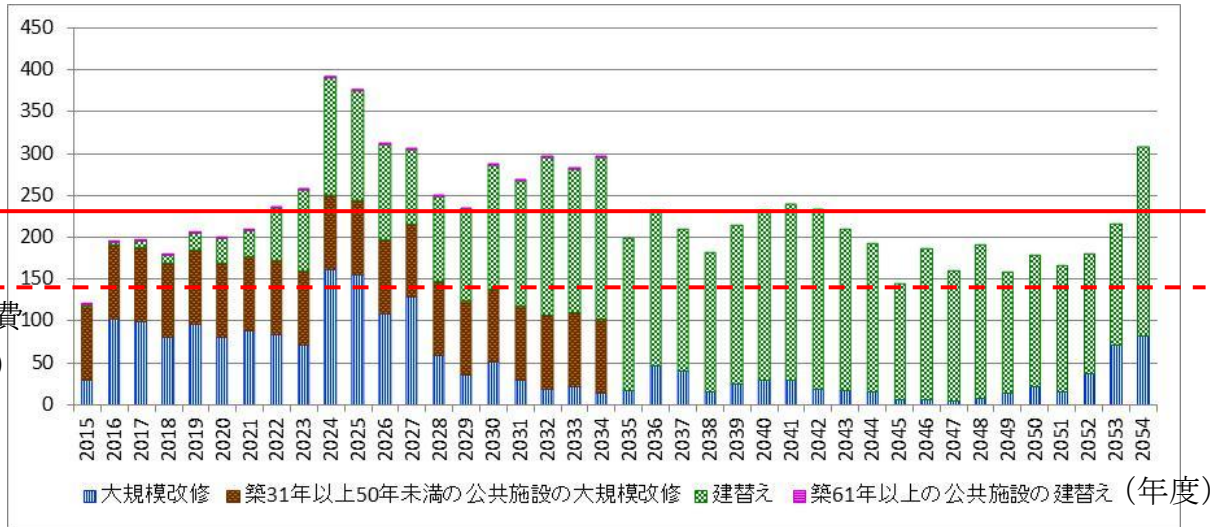
公共施設

第17図 公共施設の今後の大規模改修及び建替えに要する
経費見込み……………本冊 9 ページ
(総務省が提供する試算ソフトによる試算結果)

(単位：億円)

経費見込み
年平均
約 229 億円

普通建設事業費
(公共施設分)
過去 5 年平均
約 148 億円



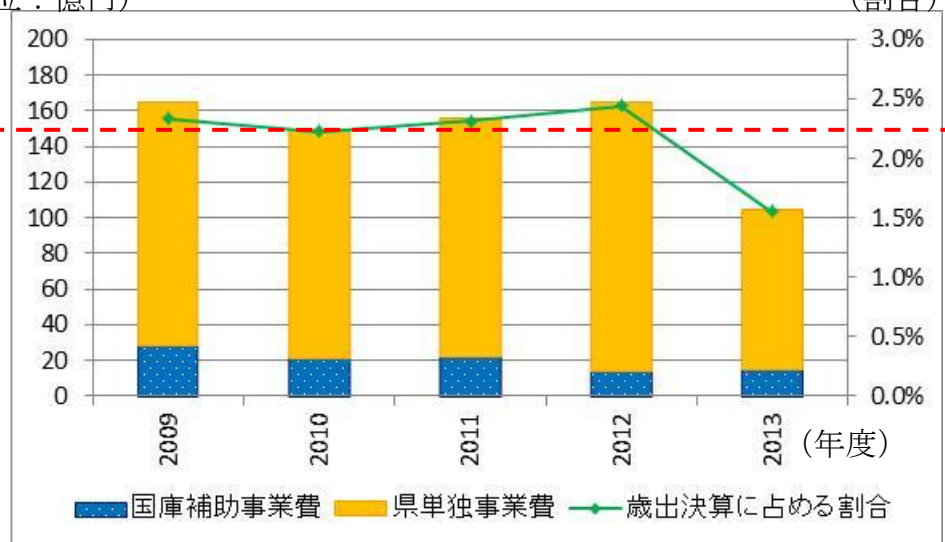
公共施設

第18図 三重県 普通会計歳出決算における普通建設事業費（公共施設分）の
額及び割合の推移……………本冊 9 ページ

(単位：億円)

(割合)

平均約 148 億円

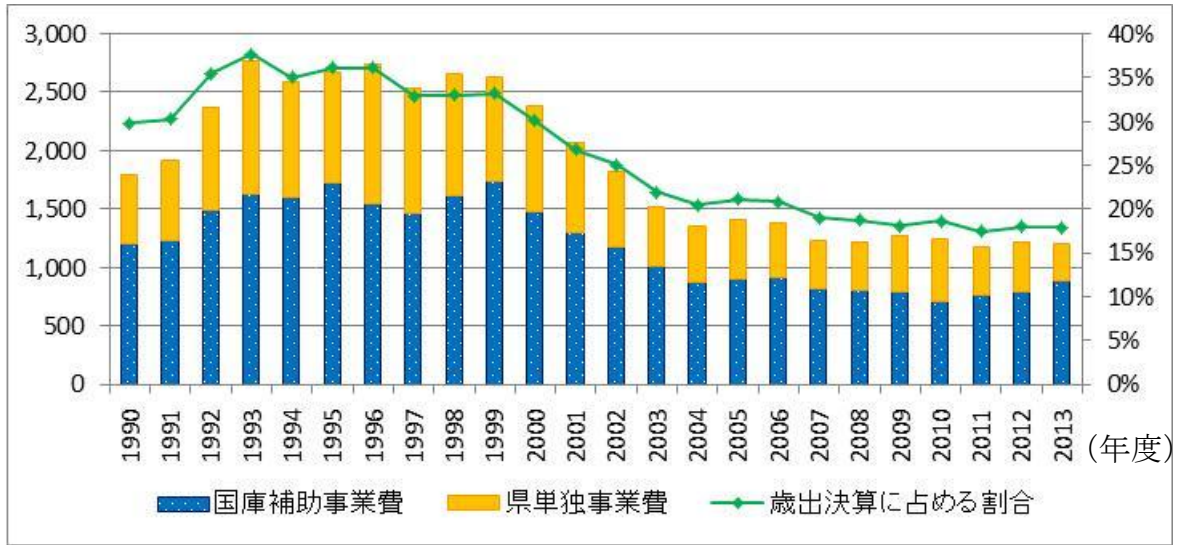


(注) この基本方針においては、道路、橋梁などのほか、流域下水道（浄化センターなどの施設を含む）、都市公園、地方卸売市場、企業会計資産などを「インフラその他施設」としており、「公共施設」には含んでいませんので、この図においても、これらについては含まれていません。

第19図 三重県 普通会計歳出決算における普通建設事業費（全体）の額及び割合の推移……………本冊 9 ページ関連

(単位：億円)

(割合)

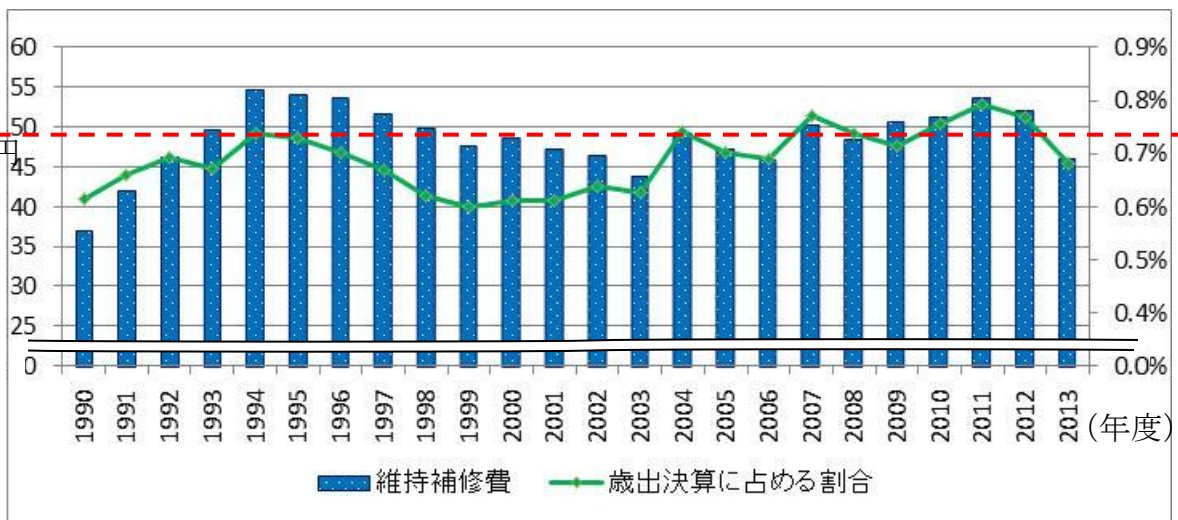


第20図 三重県 普通会計歳出決算における維持補修費の額及び割合の推移……………本冊 9 ページ関連

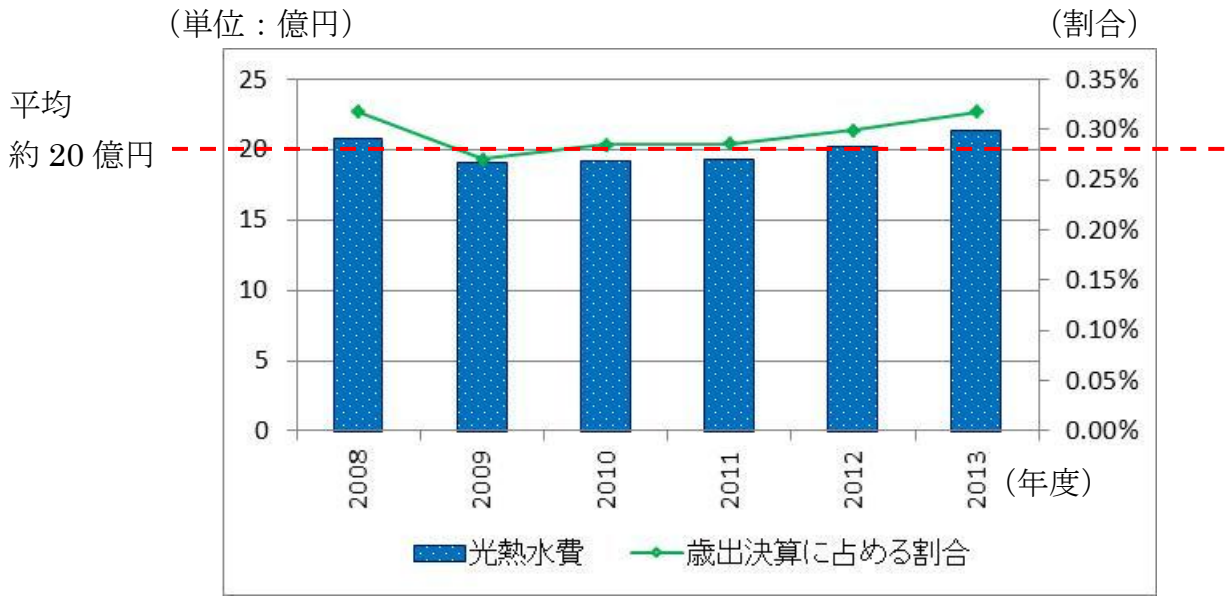
(単位：億円)

(割合)

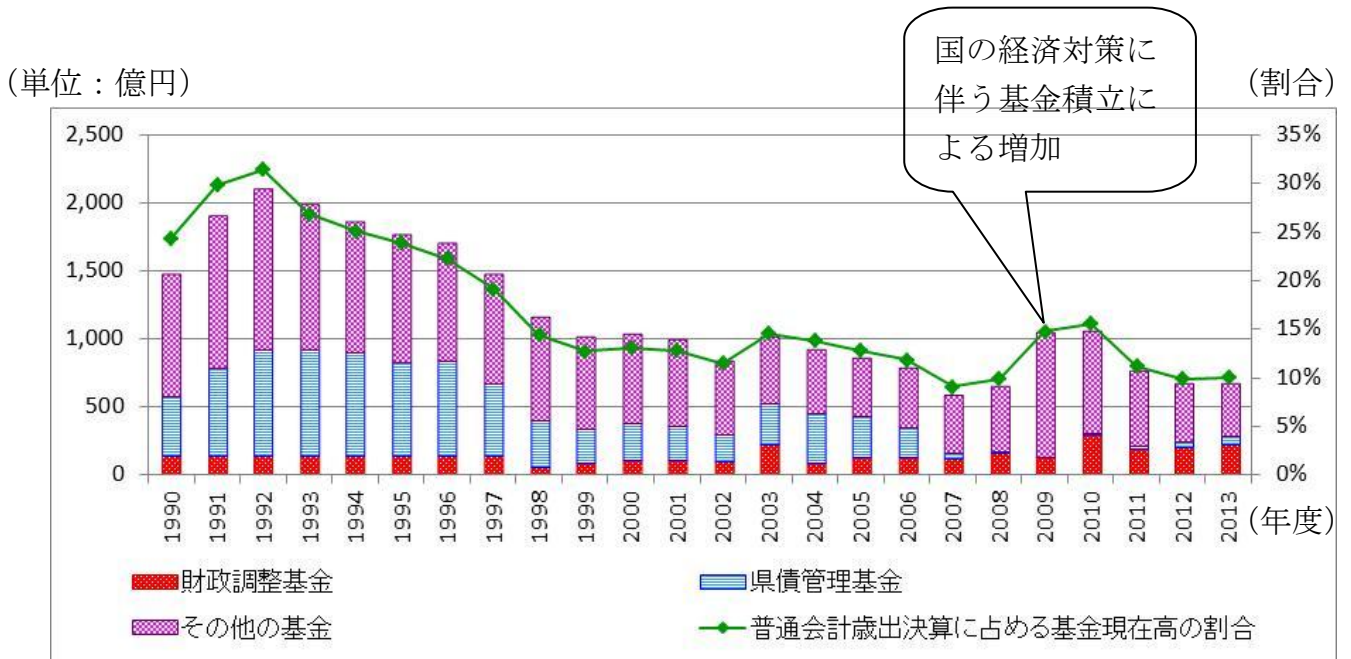
平均
約 49 億円



第21図 三重県 普通会計歳出決算における光熱水費の額及び割合の推移……………本冊 9 ページ関連

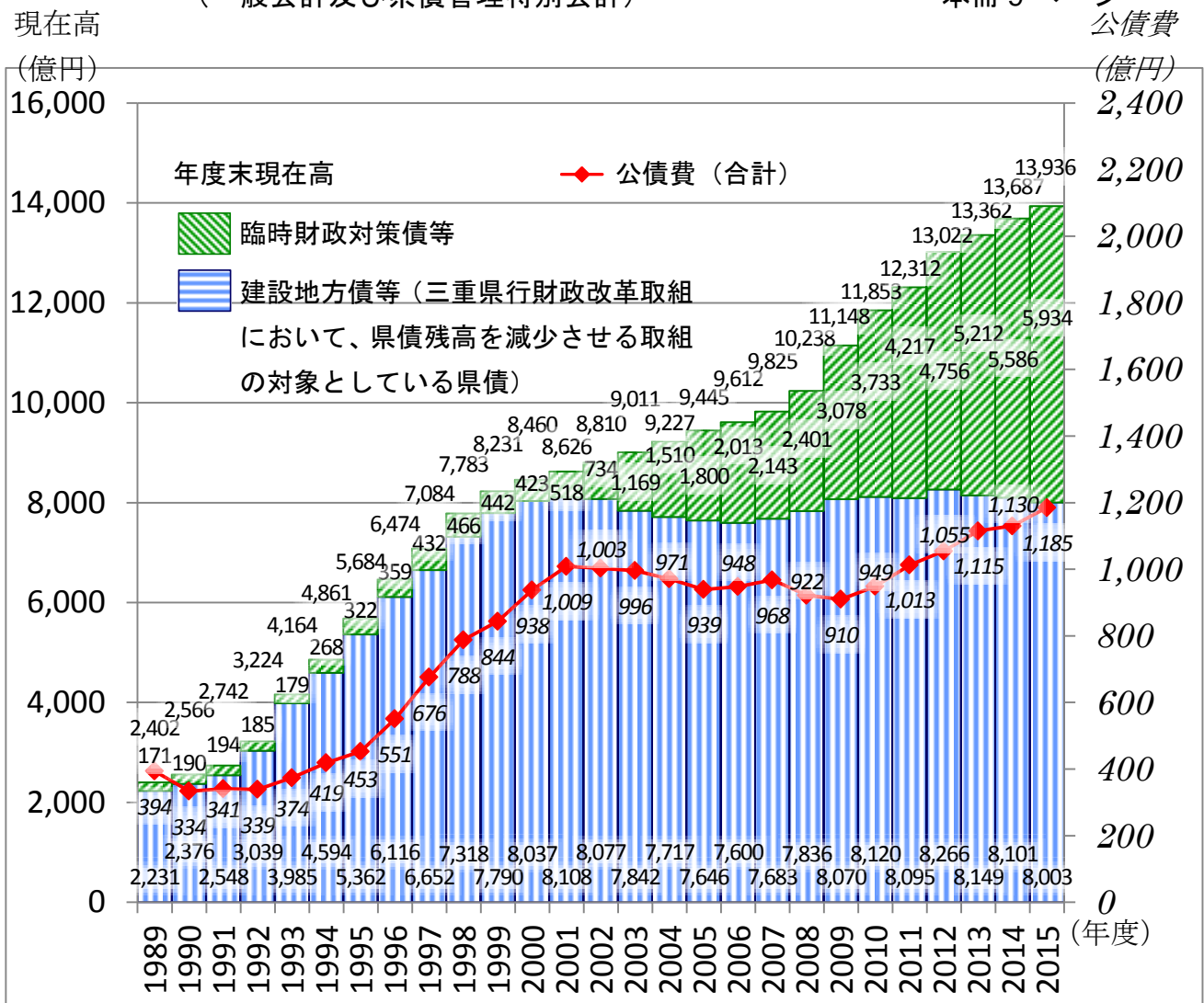


第22図 基金残高の推移……………本冊 9 ページ



第23図 公債費・県債残高将来推計

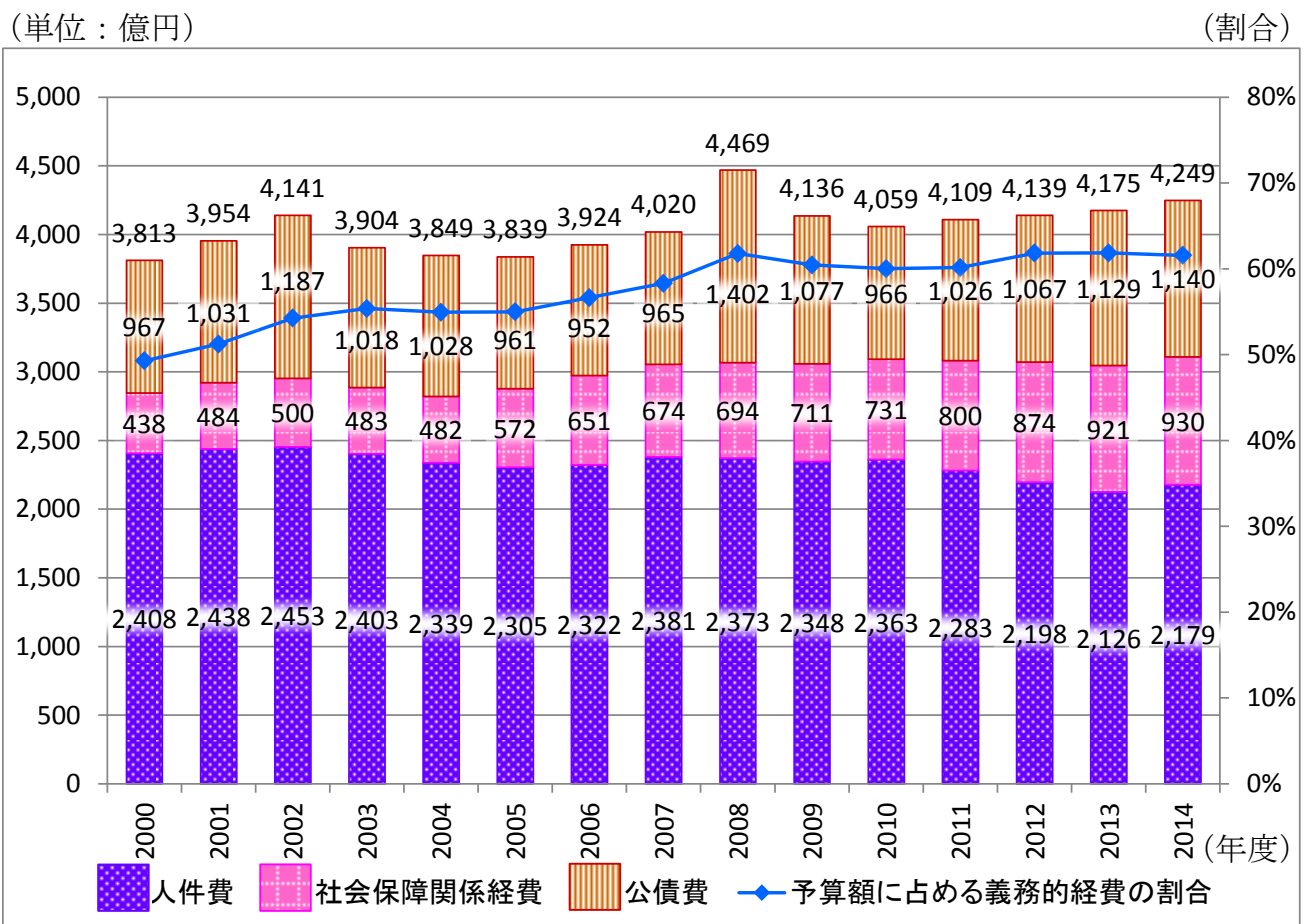
(一般会計及び県債管理特別会計) 本冊 9 ページ



- 注) 1. 県債発行額は、平成 25 年度 (2013 年度) までは決算額、平成 26 年度 (2014 年度) は 9 月補正予算後に三重県行財政改革取組の参考資料にある中期財政見通し (推計 B-1 の場合) に含まれる年度内補正見込額 26 億円を加算、平成 27 年度 (2015 年度) は三重県行財政改革取組の参考資料にある中期財政見通し (推計 B-1 の場合) の数値です。
2. 三重県行財政改革取組においては、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等 (上図において「臨時財政対策債等」としています。) を除き、平成 26 年度末 (2014 年度末) (最終補正後) の県債残高が平成 23 年度末 (2011 年度末) (最終補正後 8,190 億円) よりも減少するように取り組むこととしています。
3. 臨時財政対策債は、平成 13 年度 (2001 年度) 以降発行しており、本来、地方交付税で地方に交付されるべき金額について県債を発行するものですが、後年度の元利償還金に対し地方交付税が交付されるため、実質的には国から交付される地方交付税と同様で、将来世代の県民の負担増につながるものではありません。

4. 数値は、億円未満の四捨五入による端数調整のため、計に合わない場合があります。
5. この図は、一般会計及び県債管理特別会計での試算のため、普通会計から中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計などの特別会計を除いてあります。
6. この図は、『平成 26 年度 第 2 回 三重の財政』から作成しています。

第24図 一般会計当初予算（注20）における義務的経費の推移 .. 本冊 9 ページ



(注20) 平成 19 年度 (2007 年度) 及び平成 23 年度 (2011 年度) の当初予算は、骨格予算 (骨格的予算) であるため、6 月補正後予算で示しています。